

香川県農地関係事務処理要領

令和7年10月

香川県農政水産部農業経営課

香川県農地関係事務処理要領

(平成21年12月11日付け21農政第41812号 香川県農政水産部長通知)

[施行：平成21年12月15日]

改正：平成22年 5月25日 22農政第11722号 [施行：平成22年 6月 1日]
改正：平成23年 3月10日 22農政第51105号 [施行：平成23年 4月 1日]
改正：平成23年 9月15日 23農政第26390号 [施行：平成23年10月 1日]
改正：平成24年 3月 8日 23農政第52079号 [施行：平成24年 4月 1日]
改正：平成25年 1月30日 24農政第42325号 [施行：平成25年 1月30日]
改正：平成26年 3月19日 25農政第45225号 [施行：平成26年 3月19日]
改正：平成27年 4月23日 26農政第84332号 [施行：平成27年 4月23日]
改正：平成28年 3月31日 27農政第92490号 [施行：平成28年 4月 1日]
改正：平成29年 3月29日 28農政第83502号 [施行：平成29年 4月 1日]
改正：平成30年 3月27日 29農政第71888号 [施行：平成30年 4月 1日]
改正：令和 元年12月20日 元農政第52211号 [施行：令和 元年12月20日]
改正：令和 3年 7月29日 3農政第28757号 [施行：令和 3年 9月 1日]
改正：令和 4年11月10日 4農政第287614号 [施行：令和 4年11月10日]
改正：令和 5年 7月11日 5農経第79349号 [施行：令和 5年 7月11日]
改正：令和 6年 3月29日 5農経第276881号 [施行：令和 6年 4月 1日]
改正：令和 7年 3月31日 6農経第286948号 [施行：令和 7年 4月 1日]
改正：令和 7年 9月30日 7農経第139954号 [施行：令和 7年10月 1日]

目 次

第1 農地等の転用（法第4条、第5条）	1
1 農地等の転用規制	1
（1）農地等の転用の許可制度	1
（2）許可不要の場合	1
（3）農作物栽培高度化施設の用に供される土地における留意事項	3
2 法第4条及び第5条の事務処理	4
（1）農地転用許可	4
① 申請手続流れ図	4
② 申請手続	4
③ 申請者	4
④ 申請書の記載上の留意事項	5
⑤ 添付書類	11
⑥ 農業委員会の処理	19
⑦ 知事の処理	21
⑧ 事前相談	23
（2）法第4条第8項及び第5条第4項の協議	24

(3) 転用目的の競売買受適格証明	26
第2 農地転用許可後の転用事業の促進及び工事完了並びに営農型発電に係る報告及び指導	29
1 転用事業の促進	29
2 工事完了	30
3 営農型発電に係る報告及び指導	31
第3 農地転用許可後の事業計画の変更	35
1 許可目的達成が可能な場合の変更	35
2 許可目的達成が困難な場合の変更	37
第4 許可事項の証明、許可書の訂正、許可申請の取下げ及び許可処分の取消し	41
1 許可事項の証明	41
2 許可書の訂正	42
3 許可申請の取下げ	42
4 許可処分の取消し	43
第5 農地等の賃貸借の解約等（法第18条）	45
1 農地等の賃貸借の解約等の許可 （法第18条第1項、令第22条、則第64条～第67条）	45
(1) 許可の要否	45
(2) 法第18条第1項第4号の規定による届出 （届出による許可不要）	45
(3) 法第18条第1項の規定による許可の申請手続流れ図	47
(4) 申請手続	47
(5) 農業委員会の処理	48
(6) 知事の処理	49
2 農地等の賃貸借の解約等の通知（法第18条第6項、則第68条）	49
(1) 農業委員会に対する通知を要する場合	49
(2) 通知手続	50
(3) 農業委員会の処理	51
3 農地等の賃貸借の解約等に係る農地等返還手続流れ図	52
第6 賃貸借契約の文書化（法第21条）	55
1 賃貸借契約の文書化	55
2 文書化の手続	55
3 使用貸借契約への準用	56

第7	和解の仲介（法第25条～第29条）	5 7
1	農業委員会による和解の仲介	5 7
2	知事による和解の仲介	6 1
3	和解の仲介の法的性格	6 1
第8	違反転用等への対応（法第51条）	6 3
1	違反転用に対する処分等	6 3
	（1）農業委員会の処理	6 3
	（2）知事の処理	6 3
	（3）法第51条第1項の規定による処分の基準	6 5
2	違反転用に対する行政代執行（法第51条第4項）	6 5
3	違反転用事案の処理に関する概念図	6 8
第9	その他	6 9
1	制限除外の農地移動届の取扱要領	6 9
2	農地の地目変更登記に係る登記官からの照会	6 9
3	時効取得	7 1
4	則第29条第4号及び第53条第4号の規定に係る処理の手続	7 2
附則		7 4

- （注）1 この要領において、農地法（昭和27年法律第229号）は「法」と、農地法施行令（昭和27年政令第445号）は「令」と、農地法施行規則（昭和27年農林省令第79号）は「則」と表記する。
- 2 直島町においては、「農業委員会」とある箇所は「直島町長」と読み替えること。

⑤ 添付書類

申請書には、次に掲げる書類を添付するものとする。

ただし、転用が完了しないままの農地転用許可地を含んで事業計画区域を拡張しようとする場合は、ウ、エ、オ、キ及びコについては、全体の事業計画が把握できるものであること。

ア 申請地の位置及び附近の見取図	転用計画地（申請地及び申請地以外の併せて利用する土地がある場合の当該土地をいう。以下同じ。）の位置及び附近の状況を表示する図面（方位及び縮尺区分（区分適宜）を表示したもので、転用計画地を中心におおむね半径500メートル圏内の土地利用の状況を確認し得るものであること。）
イ 土地の登記事項証明書	転用計画地全ての土地の登記事項証明書（原則として、申請の日前3か月以内に発行された全部事項証明書又は登記情報提供サービス（電気通信回線による登記情報の提供に関する法律（平成11年法律第226号）第3条第2項に規定する指定法人が運営する、登記情報の確認を行うことができるインターネットサービスをいう。以下同じ。）から申請の日前3か月以内に取得した登記情報を紙面に出力したもの（農業委員会が登記情報提供サービスを通じて当該情報の確認を行うために必要な照会番号が記載されたものに限る。以下同じ。）に限る。以下同じ。）
ウ 公図の写し	転用計画地及びその隣接地（農道又は水路が介在する場合を含む。以下同じ。）を表示した登記所備付けの公図（不動産登記法（平成16年法律第123号）第14条第1項に規定する地図又は同条第4項に規定する地図に準ずる図面をいう。以下同じ。）の写し（方位、縮尺区分、転写者の氏名及び転写年月日を明記したものであって、転用計画地及びその隣接地の地番、地目、地積及び所有者の氏名並びに転用計画地に隣接する道水路の幅員を表示したものに、申請地は赤色に、併せて利用する土地は黄色に、道路は茶色に、水路は青色に、それぞれ色分けをしたものであること。）
エ 事業計画書	様式第5号による事業計画書又はこれに準ずる書面（転用事業者の概要、転用事業の内容及び資金計画、転用の理由及び必要性、転用計画地の規模の妥当性、代替性の検討及び選定理由、周辺農地等への影響及び関係者との調整状況、関係する他法令による許認可等の見込みその他転用事業計画の詳細を記載したものであること。） ただし、転用目的が自己又は親族の住宅である場合は、事業計画書に代えて、様式第8号による自己住宅等利用計画書又はこれに準ずる書面（土地の利用計画、資金計画、現在の住宅の状況及び処分又は利用の予定、住宅を必要とする理由、転用計画地の代替性の検討及び選定理由、周辺農地等への影響及び関係者との調整状況、関係する他法令による許認可等の見込みその他自己住宅等の利用計画の詳細を記載したものであること。）とする。
オ 土地利用計画図	転用計画地の平面図（地番及び筆界を表示したものであること。）に、建設しようとする建物（特定建築条件付売買予定地を転用目的とする許可を受けようとする場合にあっては、販売しようとする土地の全区画において転用事業者が自ら建設するとした場合の標準的な住宅）、工作物その他の施設の種類、配置、規模等を表示した土地利用計画図（方位、縮尺区分（区分適宜）、公道からの進入路、接面道路（国道、県道等道路の種類別を表示したものであること。）、転用

	計画地の境界から建設しようとする施設までの距離及び給排水施設、擁壁その他の防災施設を併せて表示したものであること。） ただし、転用目的が、資材等の置場である場合は資材等の種類、規格及び数量を、駐車場である場合は駐車区画及び車両の種類を、併せて表示したものであること。
カ 建物平面図	転用計画地に建築する建物がある場合は、その各階の平面図（縮尺区分（区分適宜）を表示したものであること。）
キ 防災計画平面図及び断面図	転用に伴い土地造成を計画している場合は、その内容及び給排水施設、擁壁その他の防災施設を表示した防災計画平面図及び断面図（いずれも切土又は盛土の形状、防災施設の構造及び設置位置、境界等を表示したものであること。）
ク 法人関係書類	転用事業者が法人である場合は、定款若しくは寄附行為の写し又は法人の登記事項証明書（原則として、申請の日前3か月以内に発行された全部事項証明書（閉鎖事項証明書を除く。）又は登記情報提供サービスから申請の日前3か月以内に取得した登記情報（閉鎖事項証明書に係るものを除く。）を紙面に出力したものをいう。以下同じ。） ただし、地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第7項に規定する認可地縁団体である自治会のときは、法人の登記事項証明書に代えて、認可地縁団体証明書とし、当該転用事業の実施について意思決定機関の議決等を要するときは、当該議決等がなされたことを証する書面を併せて添付するものとする。
ケ 賃借権等の解約書等の写し	申請地に賃借権等が設定されている場合は、法第18条の規定に基づく賃貸借の解約等がなされたことその他の当該賃借権等が消滅したことを証する書面の写し ただし、一時転用をする場合であって、転用期間（タの（ト）のbに規定する転用期間をいう。）中及び農地の復元後も当該賃借権等を消滅させないときは、賃借権等の解約書等の写しに代えて、当該転用事業の実施についての賃借人の同意書とする。
コ 資金証明書	転用事業の実施に要する資金（特定建築条件付売買予定地を転用目的とする許可を受けようとする場合にあっては販売しようとする土地の全区画において自ら標準的な住宅を建設するために要する資金を、タの（ニ）に規定する営農型発電を目的とする一時転用の許可を受けようとする場合にあっては転用事業の実施に要する費用に営農型発電設備（支柱、パワーコンディショナ等の付属機器その他当該営農型発電設備を稼働させるために必要な施設として、やむを得ず農地を一時転用して自ら設置する電柱、電線路等を含む。）の撤去に要する費用を加えた額に相当する資金をいう。以下「所要資金」という。）を調達していることを確認することができる書面として、次の（ア）から（ウ）までに掲げる調達方法の区分に応じ、それぞれ（ア）から（ウ）までに定める書面 ただし、転用事業者が地方公共団体その他これに準ずる公共的団体である場合は、（ア）から（ウ）までの規定にかかわらず、当該転用事業について予算措置がなされていることを証する書面（当該地方公共団体の議会の議決等を経ていることが確認できるものであること。）とする。

	(ア) 自己資金 次の a 又は b の区分に応じ、それぞれ a 又は b に定める書面 a 所要資金の合計額が1,500万円以上の場合 転用事業者を名義人とする預貯金口座の残高証明書（金融機関等が申請の日前3か月以内に発行したものであること。以下同じ。） b 所要資金の合計額が1,500万円未満の場合 転用事業者を名義人とする預貯金口座の残高証明書又は通帳の写し（取引の有無にかかわらず申請の日前1か月以内に記帳をした通帳の写しであって、原本と相違ないことを確認したものであること。以下同じ。） (イ) 借入金 次の a から c までの区分に応じ、それぞれ a から c までに定める書面 a 金融機関等から借り入れる場合 当該金融機関等が発行する融資見込証明書 b 金融機関等以外の者から借り入れる場合であって、所要資金の合計額が1,500万円以上のとき 貸付者を名義人とする預貯金口座の残高証明書及び当該貸付者が転用事業者に資金を貸し付ける意思があることを証する書面 c 金融機関等以外の者から借り入れる場合であって、所要資金の合計額が1,500万円未満のとき 貸付者を名義人とする預貯金口座の残高証明書又は通帳の写し及び当該貸付者が転用事業者に資金を貸し付ける意思があることを証する書面 (ウ) 国、県等から交付される補助金等 補助金等の交付を受ける見込みがあること及びその額を証する書面の写し
サ 他法令の許認可等に関する書類	転用事業の実施について他の法令に基づく許可、認可、承認、免許、届出その他これらに類するものを必要とする場合は、当該事務を所管する機関に提出した申請書等の一部若しくは全部の写し（当該機関が受け付けたことを確認することができるものであること。）又は当該許認可等を証する書面の写し
シ 土地改良区の意見書	申請地が土地改良区の地区内にある場合は、農地転用等の通知及び意見書交付願（土地改良区意見書）（様式第9号） ただし、意見を求めた日から30日を経過しても当該土地改良区から意見を得られないときは、その事由を記載した書面
ス 取排水同意書	転用事業に関連する取水又は排水について水利権者、漁業権者その他の関係権利者の同意を要する場合は、当該転用事業の実施についての関係権利者の同意書
セ 土地貸借契約書等の写し	申請地を貸借して一時転用をする場合は、土地貸借契約書等（申請地の原状回復の時期、方法、施行者及びこれに要する費用の負担に関する事項が記載されたものであること。）の写し ただし、これらの原状回復に関する事項が事業計画書その他の添付書類に記載されているときは、土地貸借契約書等の写しの添付を省略することができる。
ソ 隣接農地関係者の同意書	隣接農地関係者（申請地に隣接（農道及び水路が介在する場合を含む。）する農地の耕作者をいう。以下同じ。）が転用事業の実施に同意していることを証する農地転用に伴う隣接農地関係者同意書（様式第10号）の一律の添付は、求めないものとする。

	次の(ア)から(エ)までのいずれかに該当する場合には、行政指導により、申請書の別紙である被害防除計画書（様式第3号）を補足するものとして、その添付を求めることができるものとする。 ただし、隣接農地関係者の同意が得られないときは、その者の農地転用に伴う隣接農地関係者同意書（様式第10号）に代えて、転用事業者が被害防除計画書（様式第3号）の内容を履行し、被害が発生したときは転用事業者及び当事者間において解決する旨の確約書（様式第11号）とする。 (ア) 申請地が、第1種農地（法第4条第6項第1号ロ及び第5条第2項第1号ロに規定する農地等をいう。）であるとき。 (イ) 転用目的が産業廃棄物処理施設であるとき。 (ウ) 転用面積が2,000平方メートル以上のものであるとき。 (エ) (ア)から(ウ)までに掲げる場合のほか、転用事業の実施が申請地の周辺農地に著しい影響を及ぼすおそれがあると農業委員会が知事と協議して認めたとき。 (注) 行政指導に当たっては、行政手続法（平成5年法律第88号）の規定に従うこと。
タ その他参考となる書類 主なものは、次のとおり。	
(ア) 単独申請の場合	次のaからfまでに掲げる事由の区分に応じ、それぞれaからfまでに定める書面 a 強制競売、担保権の実行としての競売又は公売 競売又は公売の競落人であることを証する書面 b 遺贈 遺言者の相続人又は遺言執行者であることを証する書面 c 判決の確定 判決書の謄本及び当該判決が確定していることを証する書面 d 裁判上の和解又は請求の認諾 和解調書又は認諾調書の謄本 e 民事調停法による調停の成立 調停調書の謄本 f 家事事件手続法による審判の確定又は調停の成立 審判書の謄本及び当該審判が確定していることを証する書面又は調停調書の謄本
(イ) 代理申請の場合	次のa又はbに掲げる区分に応じ、それぞれa又はbに定める書面 a 任意代理 申請者の委任状及び転用事業者が申請書の内容を了解した上でその内容に従って申請に係る事業を行う旨の確約書 b 法定代理 申請者の戸籍謄本その他の代理申請者が申請者の法定代理人であることを証する書面 (注) 任意代理の場合であって、審査の過程で事業計画等の申請内容に変更が生じたときは、改めてaに定める確約書を提出すること。
(ウ) 不在者の財産管理人が不在者に代わって申請する場合	民法（明治29年法律第89号）第25条第1項の規定による不在者の財産管理人の選任及び同法第28条の規定によるその者の権限外行為の許可に係る審判書の謄本及び当該審判が確定していることを証する書面

(エ) 自治会等の権利能力なき社団の代表者が申請する場合	転用事業の実施について団体の意思決定がなされたこと及び申請者を当該団体の代表者に選任したことを証する議事録等の写し
(オ) 申請地について相続による所有権移転の登記をしていない場合	相続関係説明図、被相続人の戸籍謄本、除籍謄本又は改製原戸籍謄本、法定相続人の戸籍抄本又は住民票の抄本その他の相続により譲渡人又は貸人が申請地の所有権を承継したことを証する書面 ただし、次の a から c までに掲げる事由に該当するときは、それぞれ a から c までに定める書面を併せて添付するものとする。 a 遺産の分割について、相続人による協議が調い、又は家庭裁判所による調停が成立し、若しくは審判が確定しているとき 遺産分割協議書の写し及び相続人全員の印鑑証明書又は調停調書の謄本若しくは審判書の謄本及び当該審判が確定していることを証する書面 b 相続人のうちに特別受益者がいるとき 特別受益証明書及び特別受益者の印鑑証明書 c 相続人のうちに相続の放棄をした者がいるとき 家庭裁判所が相続放棄申述書を受理したことを証する書面
(カ) 申請地が共有地の場合	共有者の一部の者が転用するとき又は一部の共有持分のみを取得して転用するときは、当該転用事業の実施についての申請者以外の共有者全員の同意書
(キ) 一筆の農地等の一部を一時転用する場合	申請地の位置等を特定することができる実測図
(ク) 申請者の住所等が土地の登記事項証明書等の記載と異なる場合	住民票抄本、戸籍附票抄本その他の申請者の現在の住所等及びそれに至るまでの経過を証する書面
(ケ) 併せて利用する土地（公道に至る進入路を含む。）がある場合	土地貸借契約書の写し、通行承諾書その他の併せて利用する土地を利用することができる見込みがあることを証する書面 ただし、法第 5 条の許可の申請をする場合であって、併せて利用する土地の所有者が申請者と同一であるときは、添付することを要しない。
(コ) 申請地に所有権に関する仮登記がある場合	仮登記の名義人が、当該仮登記を抹消する旨又は転用事業の実施に同意する旨を記載した書面及び仮登記の名義人の印鑑証明書
(サ) 申請地に地上権、地役権その他これに準ずる権利の登記がある場合	転用事業の実施についての申請地に設定されている権利の登記名義人の同意書
(シ) 転用目的が貸施設（貸駐車場を含む。）である場合	貸施設の利用申込書の写しその他の当該貸施設の効率的な利用の見込みがあることを証する書面及び借人の事業計画書。 ただし、次の a 又は b に掲げる事由に該当する場合は、そ

	れぞれ a 又は b に定める書面を併せて添付するものとする。 a 目的の貸施設が資材等の置場又は駐車場の場合 借人の施設等保有状況一覧表 (様式第12号) b 借人が法人である場合 定款若しくは寄附行為の写し又は法人の登記事項証明書
(ス) 転用目的が特定建築条件付売買予定地である場合	土地の売買契約後一定期間（おおむね3か月）内に、転用事業者又は当該転用事業者が指定する建設業者と土地購入者とが、当該土地に建設する住宅の建築請負契約を締結することを約し、かつ、当該期間内に建築請負契約を締結しなかった場合には、当該売買契約を解除することが約されている土地の売買契約の一般的な契約書案であって、当該転用事業者が当該建築条件付売買予定地の売買契約に当たり、土地購入者との契約のために用いるもの
(セ) 都市計画法（昭和43年法律第100号）第8条第1項第1号に規定する用途地域内で宅地分譲を行う場合	分譲後一定期間（3年を原則とする。）内に住宅の建築を行わないときは、宅地の買戻しを行う等の条件を付した宅地分譲であることを証する書面
(ソ) 土地開発公社が、公有地の拡大の推進に関する法律（昭和47年法律第66号）に基づき、地方公共団体等から委託を受けて土地を造成するために農地を取得する場合	委託者との間に締結された業務委託契約書の写し（原本と相違ないことを確認したものであること。）及び委託者において当該転用事業に係る予算措置がなされていることを証する書面（当該予算措置について議会の議決等を経ていることが確認できるものであること。）
(タ) 土地改良事業の施行に伴う工事着工後、換地処分前に異種目換地事前指定地に代わるべき一時利用地又は創設換地予定地を転用する場合	「非農用地区域の設定を伴う土地改良事業を行う場合における農地法等関連制度との調整措置について」（昭和49年7月12日付け49構改B第1241号農林省構造改善局長通知）の第三の2の(2)のア又はイに定める書面
(チ) やむを得ず無断転用をしている場合であって、追認許可を受けようとするとき	無断転用をするに至った経緯等を詳細に記載した始末書
(ツ) 転用目的が資材等の置場、駐車場又は分譲住宅等（分譲住宅、特定建築条件付売買予定地又は宅地分譲をいう。以下同じ。）である場合	資材等の置場又は駐車場の場合にあつては施設等保有状況一覧表 (様式第12号) 、分譲住宅等の場合にあつては分譲住宅等工事進捗状況一覧表 (様式第13号)

(テ) 転用目的が太陽光発電設備（(ニ)に規定する営農型発電を含む。）である場合	次の a 又は b に掲げる区分に応じ、それぞれ a 又は b に定める書面 a 転用計画地に係る再生可能エネルギー発電事業計画について、経済産業大臣の認定を受けている場合 当該認定があることを証する書面 b a 以外の場合 電気事業法（昭和39年法律第170号）第2条第1項第17号に規定する電気事業者の電力系統への連系に係る契約が締結されていることを証する書面、売電事業者が同項第3号に規定する小売電気事業者として経済産業大臣の登録を受けていることを証する書面、発電事業者と売電事業者の電力受給契約書の写しその他の当該事業の実施の見込みを確認する上で必要な書面
(ト) 廃棄物最終処分場（廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）の規定による設置の許可等を受けた廃棄物の最終処分場をいう。）、建設残土による農地造成、土砂採取場等を転用目的とする一時転用である場合	転用事業全体の工程表、切土又は盛土に関する土量計算書、転用計画地の現況写真及び転用事業者が事業計画どおりに工事を完了しなかった場合は農地の所有者又は耕作者が農地に復元する旨を記載した当該農地の所有者又は耕作者の農地復元に係る誓約書（様式第14号） ただし、次の a から c までに掲げる事由に該当するときは、それぞれ a から c までに定める書面を併せて添付するものとする。 a 転用事業者が同種の事業を県内で実施したことがある場合（現に実施している場合を含む。）これらの事業に係る施設等（既に農地転用の許可を受けた土地を含む。）の保有状況を記載した施設等保有状況一覧表（様式第12号） b 転用事業が1万立方メートルを超える土砂等の搬出入を伴うものである場合 転用事業者の土砂等の取扱量の実績、当該転用事業により搬出入する土砂等の取扱量の見込みその他転用期間（農用地区域内農地にあつては許可の日後3年のうち、その他の農地にあつては許可の日後5年のうち、農地の復元が完了するまでの期間として設定した期間をいう。以下同じ。）内に農地に復元することができるかどうかを判断するために参考となる事項を記載した書面 （注）「農用地区域」とは、農業振興地域の整備に関する法律（昭和44年法律第58号）第8条第2項第1号に規定する農用地区域をいう。以下同じ。 c 土地の形質変更を伴う区画整理により農地の復元後に農地の交換分合等が必要と認められる場合 次の（a）又は（b）に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ（a）又は（b）に定める書面 （a）土地改良事業として行う区画整理による換地処分が予定されている場合 土地改良事業を実施する旨の確約書（当該土地改良事業の施行予定者を含めた権利者全員の署名及び押印のあるものであること。） （b）分合筆による交換等が予定されている場合 分合筆による交換等を実施する旨の確約書（土地所有者全員の署名及び押印のあるものであること。）

(ナ) 一時転用の許可を受けたが、その転用期間内に農地に復元することができなかったため、改めて農地転用の許可を受けようとする場合	改めて設定した転用期間内に確実に農地に復元させる旨を記載した転用事業者の誓約書（様式第15号）
(ニ) 営農型発電（農地に簡易な構造で、かつ、容易に撤去できる支柱を立て、上部空間に太陽光、風力その他の再生可能エネルギーを電気に変換する設備（以下「営農型発電設備」という。）を設置し、営農を継続しながら発電を行うことをいう。以下同じ。）を目的とする一時転用の許可を受けようとする場合	次の a から g までに定める書面 a 営農型発電設備の設計図（支柱の高さ及び太さ、支柱を設置する間隔、支柱の基礎構造、太陽光発電設備等の形状、大きさ及び遮光率、太陽光発電設備等を設置する間隔及び角度その他営農型発電設備の構造の詳細を示した図面であること。） b 営農型発電設備の下部の農地における営農計画書（様式第16号の1） （注）「営農型発電設備の下部の農地」とは、営農型発電設備の存する農地の区画全体をいう。以下同じ。 c 営農型発電設備の設置による下部の農地における営農への影響の見込み（様式第16号の2） d e 以外の場合にあっては、次の（a）から（c）までに定めるいずれかの書面 （a） b の書面の2の（5）の①のアに記載された営農型発電設備の下部の農地における単位面積当たりの収穫量の見込みの根拠とする統計調査等のデータを示した書面 （b） 営農型発電設備の下部の農地において栽培する農作物について必要な知見を有する者の意見書（様式第16号の3） （注）「営農型発電設備の下部の農地において栽培する農作物について必要な知見を有する者」とは、農業に関する試験研究機関や設備の製造業者などをいう。 この場合にあつては、知見を有する者のこれまでの試験研究実績や栽培実績等を証するデータ等の資料を併せて添付すること。 （c） 申請に係る市町の区域内の農地（営農型発電設備の設置されているものに限る。）において当該申請に先行して栽培を開始した同一の農作物がある場合にあつては、当該営農型発電設備の下部の農地における農作物の栽培実績に係る書面 e 申請に係る市町において栽培されていない農作物又は生産に時間を要する農作物を栽培する場合にあつては、d の（b）に定める書類のほか、次の（a）又は（b）に定めるいずれかの書面 （a） 申請者自ら又は第三者に委託して当該市町の区域内で試験的に実施した栽培の実績に係る書面 （b） 申請に係る市町で栽培されていない農作物又は生産に時間を要する作物を栽培する場合における栽培理由書（様式第16号の4） この場合にあつては、当該作物の収量及び収穫までに要する期間についての調査研究データや統計データ等を併せて添付すること。

	f 営農型発電設備の撤去費用を負担することの誓約書(様式第16号の5) (注) 営農型発電設備には、支柱、パワーコンディショナ等の付属機器その他当該営農型発電設備を稼働させるために必要な施設として、やむを得ず農地を一時転用して自ら設置する電柱、電線路等を含む。 g 下部農地の栽培実績書及び収支報告書の提出に係る誓約書(様式第16号の6)
(ヌ) 認定経営発展法人(農業経営基盤強化促進法第16条の3第1項に規定する認定経営発展法人をいう。)から権利を取得しようとする場合	農業経営基盤強化促進法第16条の2第2項第5号イ及びロに掲げる事項として当該権利の設定又は移転について同条第1項又は同法第16条の3第1項の認定を受けている認定発展計画の写し

⑥ 農業委員会の処理

ア 受付・形式審査

農業委員会は、申請者から知事宛ての申請書の提出があったときは、遅滞なく当該申請書に受付印を押し、受付年月日を明らかにした上で、次の事項について形式審査を行い、申請書の記載事項又は添付書類に不備があるときは、速やかに、申請者に対し相当の期間を定めてこれを補正し、又は追完するよう求めるものとする。

なお、営農型発電を目的とした一時転用許可申請である場合で、営農型発電設備の設置者と下部の農地の営農者が異なるときは、当該申請と許可期間を同じくした、民法第269条の2第1項の地上権又はこれと内容を同じくするその他の権利(以下「区分地上権等」という。)を設定するための法第3条第1項の許可申請を行うよう指導するものとする。

(ア) 申請者の署名又は記名が適正であること。

(イ) 単独申請の場合は、当該申請が③ただし書のア又はイに規定する場合に該当していること。

(ウ) ④に規定する申請書の記載上の留意事項に従って、申請書の記載がなされており、重大な誤り、記載漏れ等がないこと。この場合において、明らかな誤字、脱字等の軽微な不備があるときは、職権により補正することができるものとする。

(エ) ⑤の規定に従って、当該申請に必要な書類が添付されていること。

イ 内容審査

(ア) 農業委員会は、農地転用許可に係る審査基準(平成21年12月11日付け21農政第41797号香川県農政水産部長通知で制定)に基づき、申請書の内容について審査を行うものとする。

(イ) 農業委員会は、申請地の現況確認を行った上で、なお知事への進達意見決定に必要な事項について調査の必要があると認めたときは、現地調査を行い、申請者に説明を求めるものとする。

(ウ) 農業委員会は、(ア)又は(イ)の過程においてなお申請書に不備があると認めたとき